

はんぼう せいとかいけいぎょうむ せいとかいけい ぶたん けいげん せいとかいそくかいせい
繁忙な生徒会会計業務による生徒会会計の負担を軽減するための生徒会会則改正
がなされるまでの特別な措置を定める細則（会計負担軽減特措細則）（廃案）

平成18年度細則第1号
平成18年6月13日施行

われら評議員一同は、膨大な生徒会会計業務による生徒会会計の過重負担と、その一刻も早い解決の必要性をかんがみ、生徒会本部の強い要望と生徒会会員の賛同を元として、一般規程を超える特殊な細則との認識の下で、ここに本細則を制定する。評議会は、本細則が特異なものであることを自覚し、その執行のために認め得るあらゆる制令を承認し、その執行への理解と協力を惜しまないことをここに誓う。

〔目的〕

第1条 「繁忙な生徒会会計業務による生徒会会計の負担を軽減するための生徒会会則改正がなされるまでの特別な措置を定める細則」（平成18年度細則第1号。この細則では「本細則」といい、他の公文書においては「会計負担軽減特措細則」との略称を認める。）は、膨大な生徒会会計業務による生徒会会計の負担を軽減することを目的とする。

〔意義〕

第2条 本細則は、生徒会会計の負担を軽減するために予定される生徒会会則の改正を前提とし、その改正がなされるまでの特別な措置として、その存在意義がある。

〔成立条件〕

第3条 本細則は、生徒会会則に定める内容に干渉するという特性から、次の各号に掲げる条件を満たさなければ、施行されない。ただし、評議会における本細則の承認は、次の条件にとらわれることなく認められる。

- 一 生徒会本部又は評議会が発行するアンケートその他の意思確認が可能な書面により、生徒会会員が賛同（本細則においては、有効回答者全体の3分の2以上の賛成をいう。）すること。ただし、生徒総会における生徒会会則の改正に関する規程の準用を主とし、書面による意思表示は、これを無記名とする。
- 二 生徒総会に改正案を上程する旨を示した決議文の採択を評議会がすること
- 三 生徒会本部会において、出席役員の4分の3以上が賛成すること

〔役員数の上限、それに係る処理〕

第4条 生徒会会計の役員数の上限は、これを3名とする。

- 2 生徒会会則第6条に定める生徒会会計の役員数に関する規定は、これを停止する。

附 則

- 1 本細則は、平成18年6月13日に評議会の承認を経、かつ、第3条に掲げる条件が満たされた時、施行される。
- 2 評議会において承認される日と、第3条の条件が満たされる日とが異なる場合、生徒会本部は、本細則施行の旨を生徒会会員に報知しなければならない。ただし、報知が遅れるがために施行が滞ることは、これを認めない。
- 3 本細則は、生徒総会において、第1条に掲げる目的をもった条項が生徒会会則に定められた時、その効力を失う。
- 4 生徒総会において、生徒会会則の改正が否決されたとき、本細則は当該年度をもってその効力を失う。ただし、生徒会会計が3名いる場合でも、それが生徒会会則に定める任期中であれば、生徒会会計の解任は行わない。